

## 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任	(情報政策課)	一
○環境影響評価技術指針の一部を改正する告示	(環境対策課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	五五
○生活保護法による医療機関の廃止の届出	(同)	五六
○生活保護法による施術者の指定	(同)	五六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	五六
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	五六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(五件)	(教育庁高校教育課)	五七
○選挙管理委員会		
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		六八
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		六八
○最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示		六八

## 告 示

○宮城県告示第六百号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

(平成二十六年総務省令第八十五号)第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月九日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務(本県に設置されている執行機関の事務を含む。)を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百一号

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

環境影響評価技術指針(平成十一年宮城県告示第百十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一 参考項目（第四条、第六条関係）

規則別表第一の二	環境影響評価条例（平成十一年宮城県規則第五号以下）の「別表第一」として掲げられる事業（以下「道路事業」という。）										影響要因の区分	環境要素の区分		
	実施工事の			土地の工事に供用及び存在する			実施工事の							
	道路施工及び付替の工事	施工設備及び並に工事	原石の採取の工事	ダム等の堤体の工事	休憩所の供用	自動車の走行	道路（嵩上式）の存在	道路（地表式又は掘割式）の存在	工事用道路の設置	工事用道路及び切土工等の影響				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
○					○						○	物化酸素窒	大気環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					○							物化酸黄硫		
					○							質物状子粒遊浮		
												んじ粉炭石	音 騒	
												等んじ粉		
					○					○	○	音波周低・音騒	動 振	
					○							動 振		
												臭 悪	臭 悪	
												り濁の水るよに等砂土		
				○								れ汚の水	水 質	
				○								温 水		
												化養栄富		
			○									素酸存溶		
												度濃ンオイ素水	底 質	
									○			質物害有		
												土泥の底水	水 地 質 及 び の	
												質物害有		
												位水の水 下 地	他 の そ	
												度濃ンオイ素塩		
												質物害有	土 壤 に 係 る 環 境 そ の 他 の 環 境	
												速流び及向流		
						○		○				質び形な重 地及地要		
												下沈盤地		
○												性定安の盤地	染 汚 壤 土	
												質物害有		
												害阻照日	環 境 そ の 他 の 環 境 要 素	
												影の車風		
												害障波電	動 物	
												外以域海 域海		
												外以域海 域海	植 物	
												態け特地 系徴域を 生づを		
												観因と主観な源景望主要 統う要に眺望景及び	景 観	
												動い触然人主要 ののれと自 場活合		
												物産副う伴に事工設建	等 廃 棄 物	
												物棄廃業産		
												素炭化酸二	等 ス ガ 果 効 室 温	
												放射線の量		
○												放射線の量	放 射 線 の 量	境 要 素

生物の多様性の確保及び自然環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

人と自然との豊かな関係の維持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分









別表第二 参考手法（第五条、第六条関係）

参 考 項 目	参 考	手 法
<p>環境要素の区分</p> <p>窒素酸化物</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>影響要因の区分</p> <p>調査の手法</p> <p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受け るおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>予測の手法</p> <p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期</p>



<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p>	<p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受け るおそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p>	<p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受け るおそれがある地域</p>	<p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	
<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	



<p>硫酸酸化物</p>	<p>出入</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>各季節ごとに各一週間</p>
<p>浮遊粒子状物質</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働等による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 予測地域</p>	<p>び機械の運搬に用いる車両の運行 レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動 火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 予測地域 二 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
--------------------------	----------------------	---	--	--	--

<p>粉じん等</p>	<p>石炭粉じん</p>	<p>立て 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行 レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行 工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行 土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行 火力発電所設置事業に係る資材等の搬入</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>一 調査すべき情報 イ 降下ばいじんの状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデポジットゲージ又はダストジャーによる測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受け るおそれがある地域 四 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における石炭粉じ んに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 調査期間等 五 原則として一年間</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影 響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊 粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果 的な地点 五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>
<p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 降下ばいじんの状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整 理及び解析。この場合において、前号イの情報についてはデポジット ゲージ又はダストジャーによる測定の方法、前号ロの情報については気 象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準によ る測定の方法。 三 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受け るおそれがある地域 四 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における石炭粉じ んに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 調査期間等 五 原則として一年間</p>	<p>三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理 及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準にお いて定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方 法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一 条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影 響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊 粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果 的な地点 五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>			
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏ま えて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏 まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境 影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる 場合に限る。）</p>	<p>第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性 を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある 地域 三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域におけ る浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>			

<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>
---	---	---	--	--	------------------------------------	--------------------------------	--	---	---	--------------------------------	--------------------------

粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点  
粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点調査期間等

五 粉じん等の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等  
建設機械の稼働等工事の実施に伴う粉じん等に係る環境影響が最大となる時期

<p>騒音・低周波音</p>	<p>騒音・低周波音</p>	<p>騒音・低周波音</p>
<p>る車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）及び資材等の搬出入</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路の付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち騒音の情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 事業活動等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>



の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働	レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働	工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働	風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働	道路事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>													
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>													

<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p>			<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働 (機械等の稼働)</p>	<p>風力発電所設置事業に係る施設の稼働</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等 における事業活動</p>	<p>火力発電所設置事業に係る資材及び機 械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る資材及び機 械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る資材及 び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る 資材及び機械の運搬に用いる車両の運 行</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事 業に係る資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行</p>	<p>の工事並びに埋立ての工事</p>
<p>沿道状況</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音・低周波音の状況</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音・低周波音の状況 ロ 地表面の状況</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち騒音の情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p>	<p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるお それがある地域</p>	<p>四 調査地点 音の伝搬特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>						
<p>二 予測地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>								



<p>振動</p>	<p>立て 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行 レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行 工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行 土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行 火力発電所設置事業に係る資材等の搬出入 鉄道建設事業に係る列車の走行（地下を走行する場合を除く。）</p>	<p>八 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期 一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期 一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る</p>
<p>振動</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事 堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあ</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る</p>

<p>び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p> <p>道路事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの</p>	<p>る地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）</p>	<p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境</p>	<p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>

<p>道路事業に係る自動車の走行</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬出入</p>	<p>鉄道建設事業に係る列車の走行</p>
<p>五 影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

であり、適切に予測できる時期

<p>悪臭</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）</p>	<p>土砂等による水の濁り</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質の沈降の状況 ロ 浮遊物質の沈降の状況 ハ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては浮遊物質質量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質質量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>

の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響	工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響	道路事業に係る休憩所の供用	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て	土石の採取事業に係る事業の活動
--------	-------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	---------------	----------------------	--------------------	---------------------	-----------------

一 調査すべき情報  
 イ 浮遊物質量の状況  
 ロ 流況

二 調査の基本的な手法  
 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。

三 調査地域  
 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点  
 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等  
 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期

一 予測の基本的な手法  
 イ 河川にあつては浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算  
 ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算  
 ハ 事例の引用又は解析

二 予測地域  
 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域

三 予測地点  
 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等  
 事業の活動等による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期



<p>水の汚れ</p>	<p>道路事業に係る休憩所の供用 最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る構造物の存在 レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動 火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>水温 ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動 火力発電所設置事業に係る施設の稼働（温排水）</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水温及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水温及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点</p>
<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量についてジョセフ・センドナー式を用いた理論計算 二 予測地域 イ 河川にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>



<p>溶存酸素</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 溶存酸素の状況</p> <p>ロ 有機物による分解状況</p> <p>ハ 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた溶存酸素についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>
<p>富栄養化</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 富栄養化の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 気象の状況</p> <p>ニ 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、富栄養化に係る事項について定める水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>水素イオン濃度</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p>	<p>影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の溶存酸素の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働 (排水)</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水素イオン濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた水素イオン濃度に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、水素イオン濃度に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるとおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p>
<p>水素イオン濃度</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水素イオン濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた水素イオン濃度に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるとおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大になる時期</p>

<p>水質の有害物質</p>	<p>水質の有害物質（農業に限る。）</p>	<p>水質の有害物質（農業に限る。）</p>
<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 有害物質濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 農業の濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて農業の濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の農業の濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては農業成分について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては農業成分についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、農業成分の拡散の特性を踏まえて農業の濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 農業成分の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における農業の濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p> <p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

<p>水質及び土壌の有害物質</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 河川における有害物質濃度の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。</p> <p>三 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>予測対象時期等</p> <p>土砂の流出の発生が見込まれる時期</p> <p>四</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>予測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>水質及び土壌の有害物質</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 河川における有害物質濃度の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。</p> <p>三 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>予測対象時期等</p> <p>土砂の流出の発生が見込まれる時期</p> <p>四</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>予測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>水底の泥土</p>	<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>立て</p>
<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>立て</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 水底の泥土及びその調査時の流量 ロ 浮遊物質の沈降の状況 ハ 濁度又は浮遊物質量の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準に定められた浮遊物質量に係る水質汚濁についての測定の方法。 三 調査地域 四 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 四 調査地点 五 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域</p>	<p>イ 河川における有害物質濃度の状況 ロ 流況 ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。 三 調査地域 四 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 五 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>イ 河川における有害物質濃度の状況 ロ 流況 ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。 三 調査地域 四 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 五 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 二 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析 三 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 四 流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて前号の予測地域における水底の泥土の特性に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>事例の引用又は解析 二 予測地域 三 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 四 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>事例の引用又は解析 二 予測地域 三 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 四 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>



<p>底質の有害物質</p>	<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>地下水の水位</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係るしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る掘削の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>前号の調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に一回</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地下水の水位の状況</p> <p>ロ 地質の状況</p> <p>ハ 河川の水位の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>予測による地下水の水位に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>地下水の有害物質</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況</p>
<p>地下水の塩素イオン濃度</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の塩素イオン濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法</p>
<p>工による一時的な影響</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法</p>
<p>環境影響を予測し、及び評価するための適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 三 調査の基本的な手法 四 調査の基本的な手法 五 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 二 予測の基本的な手法 三 予測の基本的な手法 四 予測の基本的な手法</p>



<p>流向及び流速</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>
<p>最終於分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 地下水の有害物質濃度に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響 火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>重要な地形及び地質</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働(温排水)</p>	<p>三 調査地域          流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点          流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等          流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>三 予測対象時期等          工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>道路事業に係る工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>一 調査すべき情報          流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域          対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点          地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 調査すべき情報          流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>二 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域          対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点          地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法          重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域          第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等          工事による重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土石の採取事業に係る木の伐採等	風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	道路事業に係る道路の存在	ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在	最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て	公有水面埋立事業に係る埋立地又は干
------------------------------------	-------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------	--	--------------------------------	---	--------------------	------------------	-------------------------------	-------------------

地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期

- 一 調査すべき情報
  - イ 地形及び地質の状況
  - ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性
- 二 調査の基本的な手法
  - 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
- 三 調査地域
  - 対象事業実施区域及びその周辺区域
- 四 調査地点
  - 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点
- 五 調査期間等
  - 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期

- 一 予測の基本的な手法
  - 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
- 二 予測地域
  - 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域
- 三 予測対象時期等
  - 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>ロ 地盤の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地盤の安定性</p> <p>道路事業に係る工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係る施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石跡地の工事、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形、地質及び地盤の状況</p> <p>ロ 地盤の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p>

日照障害	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在並びに水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在 最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在 レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在 工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在 土石の採取事業に係る事業の活動 風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在 火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在 道路事業に係る道路（嵩上式）の存在 鉄道建設事業に係る鉄道施設（嵩上式）の存在		対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期
一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法	一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏	地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期	

<p>電波障害</p>	<p>風車の影</p>	
<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在並びに施設の稼働</p>	<p>風力発電所設置事業に係る施設の稼働</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 電波の発信状況 ロ 電波の受信状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に受けるおそれがある地域 五 調査地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 六 調査期間等 電波の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 五 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 六 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>三 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 四 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 五 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 実用式によるコンピュータ・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 施設が完了する時点</p> <p>三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 予測対象時期等 施設が完了する時点</p>



<p>重要な動物種及び注目すべき生息地（海域に生息する動物を除く。）</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p>	<p>に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工事による重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況 ロ 主な水生動物に係る動物相の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p>	<p></p>
<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>三 調査地域 イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p>	<p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>	<p></p>
<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p></p>	<p></p>
<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>



<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>び列車の走行</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在及び</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設による露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用</p>	<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工による一時的な影響</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況</p> <p>ロ 主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切か</p>												
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>												

<p>の存在及び廃棄物の埋立て 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行 レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行 工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行 土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行 風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在並びに施設の稼働 火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在、施設の稼働（排水、温排水及び機械等の稼働）及び資材等の搬出入 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響 火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>つ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>海域に生息する動物</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点</p>
<p>一 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び予測対象時期等 三 予測対象時期等 工事による海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域及び予測対象時期等 三 予測対象時期等 工事による海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>重要な植物種及び重要な群落（海域に生育する植物を除く。）</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（排水、温排水及び機械等の稼働）</p>	<p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>		

<p>び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの</p>
<p>育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>												
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>												
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p>												
<p>握できる時期</p>												

<p>海域に生育す</p>	<p>供用及び貯水池の存在        堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに        堰の供用及び湛水区域の存在        湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防        及び水門の存在並びに施設の操作によ        り露出することになる水底の存在並び        に水門の供用        放水路事業に係る放水路の存在及び供        用        鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在        最終処分場設置事業に係る最終処分場        の存在及び廃棄物の埋立て        公有水面埋立事業に係る埋立地又は干        拓地の存在        土地区画整理事業及び住宅団地造成事        業に係る敷地の存在        レクリエーション施設建設事業に係る        敷地の存在        工場事業場用地造成事業に係る工場等        の立地及び土地又は工作物の存在並び        に工場等における事業活動        土石の採取事業に係る事業の活動        風力発電所設置事業に係る風力発電所        の存在        火力発電所設置事業に係る火力発電所        の存在及び施設の稼働（排水及び温排        水）        公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸</p>
<p>一 調査すべき情報</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整        理及び解析        三 調査地域        イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対        象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在に        よってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地        域        ロ 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺区        域        四 調査地点        植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な        種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切か        つ効果的な地点又は経路        五 調査期間等        植物の生育及び植生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要        な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切        かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p>	<p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を        踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれ        がある地域        三 予測対象時期等        植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落        に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>



<p>る植物</p>	<p>の工事並びに埋立ての工事 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響 風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響 火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>イ 潮間帯生物（植物）、海藻類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工事による海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けおそれがある地域</p>
<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原</p>	<p>火力発電所設置事業に係る風力発電所の存在 火力発電所設置事業に係る風力発電所の存在及び施設の稼働（排水及び温排水）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けおそれがある地域</p>



<p>石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>
---	--------------------------------	---	---	---	--------------------------------	--------------------------------------	--	--	---	------------------------

三 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

三 予測対象時期等

動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設のご操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在及び列車の走行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行</p>
<p>一 調査すべき情報                  イ 動植物その他の自然環境に係る概況                  ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況                  二 調査の基本的な手法                  文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析                  三 調査地域                  対象事業実施区域及びその周辺区域                  四 調査地点                  動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路                  五 調査期間等                  動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>										
<p>一 予測の基本的な手法                  注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析                  二 予測地域                  第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域                  三 予測対象時期等                  動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>										

<p>主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な閉繞景観</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在、施設の稼働（機械等の稼働）及び資材等の搬出入</p> <p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダム供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p> <p>最終処分場の設置事業に係る最終処分場の存在</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点の状況</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>ニ 主要な閉繞景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な閉繞景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な閉繞景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観及び主要な閉繞景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な閉繞景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な閉繞景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び建造物の存在</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに建造物の存在及び施設の利用</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働(機械等の稼働)</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>
<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の仕事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>四 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>					

の工事、埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響	工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	道路事業に係る道路の存在	ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダム供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在	最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て
------------	--------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	--	--------------	---	--------------------------------	---	--------------------	------------------	-------------------------------

<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
---

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
---

	<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び構造物の存在</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに構造物の存在及び施設の利用</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び資材等の搬出入</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一次的な影響</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事及び掘削の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p>
										<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>				



産業廃棄物	<p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>		<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>火力発電所設置事業に係る廃棄物の発生</p>	<p>一 予測の基本的な手法 工場及び事業場における事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動が定常状態となる時期</p>		<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域</p>		

<p>放射線の量 (粉じん等の 発生に伴うも の)</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働 (排ガス)</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等 における事業活動</p>	<p>二酸化炭素</p>
<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原 石の採取の工事並びに施工設備及び工 設置</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材 及び機械の運搬に用いる車両の運行、 切土工等の工事による一時的な影響並 びに工事施工ヤード及び工事用道路の 設置</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 対策の実施状況 二 二酸化炭素の排出又は使用(以下「排出等」という。)を回避し、 若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための 対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 粉じん等の状況 ハ 気象の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整 理及び解析 三 調査地域</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係 る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係 る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により 排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の 程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理 由を明らかにする。 イ 温室効果ガスの排出等の量、エネルギー使用量の係数を基に 算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法 ニ 予測地域 対象事業実施区域 三 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境 影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる 場合に限る)又は時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 事例の引用又は解析 ロ 工場及び事業場における事業活動に伴い発生する二酸化炭素 の排出の特性を把握した上で、同種の工場及び事業場からの排 出量との比較 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動が定常状態となる時期</p>	<p>三 対象事業実施区域 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響 が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合 に限る)</p>

<p>専用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の</p>
--------------------------	--------------------------------	---	---	---	--	--------------------------------------	--	--	---	---

粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点

粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

五 調査期間等

粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

四 予測対象時期等

放射線に係る環境影響が最大になる時期

<p>運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む）</p> <p>ハ 流れの状況</p> <p>ニ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む）</p> <p>ハ 流れの状況</p> <p>ニ 土質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

放射線の量 (建設工事に 伴う副産物に 係るもの)	<p>の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 現地処分する場合、その地形の状況</p> <p>ハ 現地処分する場合、その土地利用の状況</p> <p>ニ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>ホ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>二 調査地域</p> <p>事業実施区域並びに前号イ及びニ並びにホの情報を適切に把握するた</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>
--------------------------------	---	---	---	--	--------------------------------------	--	--	---	---

めに必要な地域



風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響

火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響

備考

- 一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 四 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 五 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 六 この表において「主要な圍繞景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 八 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 九 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 十 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む）をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者がこの告示の施行の前日に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する環境影響評価技術指針の規定の適用については、なお従前の例による。

○宮城県告示第六百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
細川薬局	角田市角田字町二十二	平成二十九年三月二十一日
田谷薬局	気仙沼市田中前二丁目一十一	平成二十九年三月二十一日
調剤薬局ツルハドレッジ 石巻あゆみ野店	石巻市蛇田字新沼田百六十一番四十四街区五画地	平成二十九年五月一日
菅野歯科医院	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番三十七	平成二十九年五月一日
有限会社グリーン薬局	黒川郡大郷町羽生字中ノ町二一四	平成二十九年二月一日

なくい外科内科胃腸内科 クリニック	岩沼市あさひ野一丁目十一-二	平成二十九年五月一日
星陵あすか病院	大崎市古川稲葉二丁目三番十五号	平成二十九年五月一日
クオール薬局岩沼あさひ 野店	岩沼市あさひ野一-八-二十	平成二十九年五月一日

○宮城県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

田谷薬局	気仙沼市田中前一丁目一-十	平成二十九年三月二十日
倉谷歯科医院	多賀城市桜木三丁目七-四十二	平成二十九年三月三十一日
大澤歯科医院	多賀城市笠神四丁目三-四十五	平成二十九年三月三十一日
金田産婦人科医院	塩竈市旭町二-三	平成二十九年三月三十一日
有限会社グリーン薬局	黒川郡大郷町柏川字大旦那二-一-五	平成二十九年一月三十一日
ホワイト歯科	登米市迫町佐沼字鉄砲丁一-五	平成二十九年四月五日
本郷遠藤歯科医院	気仙沼市本郷十一-五	平成二十九年四月三十日
菅野歯科医院	気仙沼市古町三丁目三-二十七	平成二十九年四月三十日
古川星陵病院分院	大崎市古川小稲葉町五番二十五号	平成二十九年五月一日
細川薬局	角田市角田字町二十二	平成二十九年三月二十日

○宮城県告示第六百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
小野寺純也	ゆうしん整骨院岩切	仙台市宮城野区岩切三丁目一-一 カネカビル二階二号室	平成二十九年四月一日
及川 栄治	及川はり・きゅう・接骨院	栗原市築館高田二丁目四-二十一	平成二十九年四月六日
岩佐 寛章	名取接骨院	名取市手倉田字八幡六二九-百二	平成二十九年四月二十五日
金澤 秀紀	マツサージ・指圧ほつとたつち	塩竈市松陽台二-三-十	平成二十九年四月二十七日

○宮城県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一-一三〇〇四五一	チャレンジド岩ヶ崎 栗原市栗駒岩ヶ崎下 小路二十七番地	短期入所	株式会社リッツ	平成二十九年六月一日

○宮城県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

- 石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一七の四
- 保安林として指定された目的
- 潮害の防備
- 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県立学校教育用コンピュータ貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 賃貸借期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
  - 4 設置場所 宮城県中新田高等学校、宮城県仙台南高等学校、宮城県仙台二華中学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ平成二十九年七月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二-二二-一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年七月七日（金）まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月六日（木）から平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年八月一日（火）午前九時から平成二十九年八月四日（金）午後五時

まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年八月四日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年八月七日（月）午前九時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要



9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

#### 六 概要

#### Summary

- 1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural Schools (one set)
- 2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Nakanida High School, Miyagi Prefectural Sendanishi High School, Miyagi Prefectural Miyagino High School, Miyagi Prefectural Sendanika Junior High School
- 4 Deadline for Bid : August 4, 2017 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借（宮城県工業高等学校）一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 貸借借期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
  - 4 設置場所 宮城県工業高等学校
  - 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。)を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五)へ平成二十九年七月七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二一二一一一三六二三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十九年七月七日(金)まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月六日(木)から平成二十九年七月二十六日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年八月一日(火)午前九時から平成二十九年八月四日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年八月四日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで(到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成二十九年八月七日(月)午前十時 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。



4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Industrial High School

4 Deadline for Bid : August 4, 2017 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借（宮城県石巻商業高等学校）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県石巻商業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一一三三三五）へ平成二十九年七月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二二二一一一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年七月七日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月六日（木）から平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年八月一日（火）午前九時から平成二十九年八月四日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年八月四日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所 平成二十九年八月七日(月) 午前十一時 宮城県庁舎十六階 高校教育課内
- 四 入札に参加することができない者
- 二に定める資格を有しない者及び三の四の審査により資格を有しないとされた者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。
- 11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured: Lease of electronic computer systems in Miyagi

Prefectural High Schools (one set)

- 2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Ishinomaki Commercial High School
- 4 Deadline for Bid : August 4, 2017 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Ryūichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借(宮城県柴田農林高等学校) 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで
- 4 設置場所 宮城県柴田農林高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続



開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過

しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。  
10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十九年七月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二―二二―一三六二三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年七月七日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年八月一日(火) 午前九時から平成二十九年八月四日(金) 午後五時  
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年八月四日(金) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成二十九年八月七日(月) 午後一時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Shibata Agriculture and Forestry High School

4 Deadline for Bid : August 4, 2017 (Fri.) 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Ryuichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃借(宮城県小牛田農林高等学校) 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃借期間 平成二十九年十月一日から平成三十四年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県小牛田農林高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十九年七月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、



平成二十九年七月七日(金)まで2宛て申し出る。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月六日(木)から平成二十九年七月二十六日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年七月二十六日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年八月一日(火)午前九時から平成二十九年八月四日(金)午後五時  
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年八月四日(金)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成二十九年八月七日(月)午後二時 宮城県庁行政舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の四の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi

Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2017 to September 30, 2022

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Kogota Agriculture and Forestry High School

4 Deadline for Bid : August 4, 2017 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ryūichi Wakayama, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年六月二十七日から施行する。

○宮選管告示第八十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二介護付有料老人ホームアサヒサシククリン仙台広瀬の項の次に次のように加える。

ニチイケアセンター仙台中山吉成 同 市青葉区中山吉成一丁目七番一八号

附 則

この告示は、平成二十九年六月二十七日から施行する。

○宮選管告示第八十三号

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程（昭和二十三年宮選管告示第五十号）の一部を

次のように改正する。

第一条中「法という」を「法」という。第十四条の二第三項及び第四項の規定による掲示（以下「退官等した場合における掲示」という。）及び法」に、「掲示という」は「氏名等掲示」と

いう。）は、「」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 法第十四条の二第三項の規定による掲示は、第一号様式に準じてこれをしなければならない。

第三条 法第十四条の二第四項の規定による掲示は、第二号様式に準じてこれをしなければならない。

第四条中「第二十三条」を「第二十条第一項」に、「抹消は」を「消除及び同条第二項の規定による変更は」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

第四条 氏名等掲示は、第三号様式に準じてこれをしなければならない。

第五条 退官等した場合における掲示及び氏名等掲示（以下「氏名等掲示等」という。）は、風雨等

により離剥しないような場所を選ばなければならない。

2 氏名等掲示等はすべてふりがなを付し、その規格は容易に通行人等の読み得る程度としなければ

ならない。

別記様式中「別記様式」を「第三号様式（第四条関係）」に改め、同様式を第三号様式とし、同様

式の前に次の二様式を加える。

第一号様式（第二条関係）

注 意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された何某は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項（第五条第五項）（第五条の三第一項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、何某の上の×を書く欄には何も書かないでください。

何年何月何日

何選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第二号様式（第三条関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官何某は、何年何月何日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である何某として印刷されています。

何年何月何日

何選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行ふこと。

附則

この告示は、平成二十九年六月二十七日から施行する。